

平成 29 年 7 月 1 日

関係省庁と原子力事業者との原子力災害対策に関する連絡会議の設置について

内閣府政策統括官(原子力防災担当)付
参事官(地域防災・訓練担当)

原子力規制委員会 原子力規制庁
長官官房 緊急事案対策室

I. 目的

防災基本計画の規定に基づき、関係省庁及び原子力事業者が、平時から情報を共有し、原子力事業所における応急対策及びその支援について連携を図る場として、本連絡会議を設置する。

II. 構成

原子力規制庁は、関係省庁及び原子力事業者等を構成機関とする原子力災害対策中央連絡会議（以下「中央連絡会議」という。）と原子力災害対策地域連絡会議（以下「地域連絡会議」という。）を設置する。

(1) 中央連絡会議

構成員は、以下の関係省庁、原子力事業者及び電気事業連合会とする。

原子力規制庁、内閣府、警察庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省、資源エネルギー庁、海上保安庁、防衛省、内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付

オブザーバーは、国家安全保障局とする。

(2) 地域連絡会議

構成員は、原子力発電所の立地地域に所在する中央連絡会議構成省庁の地方支分部局、当該地域を管轄する道県警察本部（必要に応じて当該地域の広域避難の避難先となる都府県警察本部、消防、管区海上保安本部（必要に応じて当該地域を管轄する海上保安部）、自衛隊及び原子力事業者とし、原子力発電所ごとにそれぞれ設置する。

※ 必要に応じて、内閣府から地方公共団体の参加を働きかける。

III. 実施事項

- (1) 原子力事業者の応急対策に必要となる装備資機材の整備状況、応急対策の手順及び緊急時の防災体制（要員の確保等）の説明
- (2) 原子力事業者が実施した訓練の実施状況の報告

- (3) 地域原子力防災協議会での取組状況の報告
- (4) その他中央連絡会議において必要と認めた事項

IV. 運 営

- (1) 本連絡会議の事務は、原子力規制庁長官官房緊急事案対策室が処理する。
- (2) 中央連絡会議は、下記の事項を担当する。
 - a. 本連絡会議の実施事項の決定
 - b. 各地域に共通する事項に関する検討
 - c. 地域連絡会議における実施結果の取りまとめ
- (3) 地域連絡会議は、下記の事項を担当する。

中央連絡会議が示す実施事項について、地域単位での情報共有
- (4) 地域連絡会議の開催に当たっては、原子力規制庁原子力規制事務所が各地方支分部局等との調整により地域連絡会議を開催する。

記

➤ 防災基本計画

第 12 編 原子力災害対策編

第 1 章 災害予防

第 5 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

(7) 防災関係機関相互の連携体制

○原子力事業所における応急対策は原子力事業者の責任において実施すべきものであり、原子力事業者は応急対策に必要となる資機材や実施手順等を予め整備する。国〔原子力防災会議事務局、原子力規制委員会、関係省庁〕は、原子力事業者における整備状況を踏まえ、実動組織を含む関係機関による応急対策への支援について検討するものとする。

○このため、国〔原子力防災会議事務局、原子力規制委員会〕は、関係省庁と原子力事業者が、平常時から、原子力事業者の装備資機材の整備状況及び訓練の実施状況等の情報を共有し、応急対策及びその支援について検討するための連絡会議を設ける。また、国〔原子力防災会議事務局、原子力規制委員会〕は、関係省庁、地方公共団体及び原子力事業者等が参加する訓練を活用して、連絡会議における検討内容の検証を行うものとする。

○国〔原子力防災会議事務局、原子力規制委員会〕は、連絡会議における検討結果、訓練結果の検証等を踏まえ、関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等と協議の上、原子力災害対策マニュアル等に反映する。